

5、この時点で、県下各地に堤防、用水路修繕費負担で、県と地元とが紛争している。いずれも民権運動として考える必要がある。

6、常設委員であって、かつての井奉行の伝統に立ちながら、法規によって近代化されたものである。

7、藩政時代には、はじめ郷士が、後甲殿村庄屋が甲殿港の改修の責任者であった「庄屋野本氏年譜書」。

8、「細川義昌日記」にも、村人たちが大陰暦の正月を慣用することを嘆いた記事がある。

9、「新撰大人名辞典」による。田中芳男の来県は、同時点における山崎喜都真の来県に対比されるものである。「土陽新聞」によれば、当時辻友政は勸農大懇親会の発起人となっている。

10、「細川義昌日記」明治十四年（一八八一）七月三十一日に「教師已屋」とある。教員住宅であろう。

11、同前明治十四年（一八八一）九月一日に「江川真清、蓼原喜五郎、川島以造等と同道教師雇いに行く」とある。また

「土陽新聞」明治十六年（一八八三）十二月二十五日広告に、師範学校卒業二十五名の就職先を一般に募集している。

12、「弘岡村地検帳」中之村土上之村に「八幡別当坊寺中」とあるのが、十輪寺に当るものである。

13、「細川梶日記」には、梶の熱心な信仰と布教活動が語られている。もっとも明治二十年（一八八七）から同三十年

（一八九七）代である。秋山村よりも高知市におけるものである。なおこの問題については広江清氏「細川義昌と秋山

講義所」「土佐史談」復刊三十号に詳細である。

14、「細川義昌日記」によれば、義昌の長女津留は後に戸波村（土佐市）辻家に嫁したが、キリスト教信者の故に姑と折れ合いが悪く、義昌は心を痛めている。

明治後期の春野

地方自治制の発展

地方自治制の発展 前項で述べたように、地方自治制は明治二十二年（一八八九）四月発足した。すでに近世の庄屋制、明治前期の戸長制とそれなりに地方自治制の伝統は養なわれていたが、実際に発足してみると、そこには問題がけっして少なくはなかった。法令は難解であつたうえ、まず明治十年（一八七七）代の自由民権運動の暴しのなかで、地主―富農という同一階層ながら、村落指導者に対立のあつたことが、新しい地方自治制の発展を妨害したことがある。すでに仁西村々長選が、兩派に分れて激しく争つたことに触れたが、結局は自由派の矢野俊児が村長と決つたようである。しかしながら、その後も明治二十五年（一八九二）の選挙干渉へと他の村々でも兩派の対立は続けられた。村政の運営は難渋を極めたものである。以下一、二をあげてみよう。

「細川義昌日記」明治二十三年（一八九〇）七月二十一日に、「夕方より伊野警察署長高木某の相談にあい新川町三階楼に行く。森山村正（長）事を仲裁せんことの依頼を受く。色々の嘸しを聞き帰宅す」とあり、以後八月十五日まで「森山事件」として同日記に数回でる。その内容は同日記に十分明瞭ではないが、八月五日義昌と島田紘とが仲裁を申し入れたことについて、同日記に仲裁条件として

其の方法は、伝弥開きは宗四郎などの唱うる通り、連盟簿を取り消し部落共有地とし、上須加は売却の上惣金額を七名共有と、各其の反別に應じ分配すること、且つ小作人と四歩に割り合せ六歩を地主に属せしめ、四歩を小作人に与うることに、尚売却法は評価を定め先づ小作人に売り渡しの相談を為し、小作買うを好まざるときは弘く入札法を以て売却の事。而して各

個人の分配法は連名簿により配当すること。

であった。大勢は共有地の個人有への整理であろうが、それが警察署長出馬という村落内の対立となっている。相当に紛糾したのは、同日記八月十五日に村人らの「神社集会議決」とあり、治安上も放っておくことができないと警察は判断したのであろう。同日の日記には「嶋田と協議の上、最早村役所にも手出しを為し度、右の答の赴きによれば我等充分に任を尽したる訳なれば、左右方へ手払いを為すより外致し方なかるべしと、村長へも報告書を出し、署長へは明日野村と共に直接報告を為す事とし、島田より其の旨野村へ通達したり」と手を引いている。その後については伝えるものがないが、村長の威信―指導力は弱く、地方自治難航の姿として総括することができるとはなからうか。

「春村町弘岡上公民館所蔵文書」に、「二十日会記録」という注意すべき史料がある。実に昭和十二年（一九三七）改組されるまで続いた有志の会で、本来は「弘岡上ノ村自治研究会」と銘打ったものである。その「起原」は

村の発展を期せんとせば村民個々の自覚心を促がすにあり、之が開発を図り実行努力心を興起せんとせば、公益事業に関する問題に対し、之が果して宜しき事か、我が村への適當して自治進歩の資料となす価値あるもの哉を詳かに協議して、問題の解決を遂げ、進んでの実行方法上に互る責任ある道を発見して、共に勇往邁進の挙に出でざるべからず。吾が村は明治廿五年一月に於て如上の目的の下に、有志数十名相会し弘岡上ノ村廿日会なるものを組織し、毎月二十日に於て自治に関する問題の解決をなすと同時に、之が実行を図るの有力なる機関となすに至り、之が実施を明治廿五年二月廿日とし、第一回廿日会を開会したり。当時本村は道路争奪問題にて南北互いに反目し、相確執譲らざりしが、従来蟠まりし感情一掃せられ、発展に向つて協同一致、唯村各方面の成績を挙げんとする事に熱中するに至れり。

結成後多少年数をへて書かれたものようであるが、結成の事情は明白であつて、村内の対立を克服するための努力である。当時おそらくは道路問題のほかに、衆議院選における自由、国民の対立も後述のように激化、村はほとんど真二つに分れていたのであつた。穩健ないわば中堅層が事態收拾を図つたものである。中堅層は自作農を含んで層が厚く、したがって日華事変までも、活動を続けることができたと考えられる。その規約には「自治の改善發達を圖る」を目的と謳い、各種事業をあげているが、村役場を後援して村の一致團結を圖ろうとするものである。改めて廿日会活動開始の明治二十五年（一九一〇）に注意しよう。

「春野町役場所蔵文書」に、明治二十七年（一九一四）六月以降の、吾川郡仁西村役場の「村会議事録」がある。ごく一部分であるがそのなかに、村会議員の出席が悪くしばしば流会となつた記録がある。なお町村自治は軌道に乗っていない情態である。注意されるのは明治二十七年（一九一四）六月一日に、助役に報酬月額三円を給する案を議員提案しているが、その説明は「助役は従前の通り無報酬にて日々出務せざるときは、勤務に忤れず、為めに村長不在等の節事務に差し支えを生ずることあるを以て、爾後は相当報酬を与え、日々出務し充分に村長を助け執務する様致したき意見」であつた。驚くべきことではあるが、この意見は一旦不成立、小休後再議によつてようやく成立する。

またこの日同村会は「仁西村条例」として、

第一条 本村は町村制第五十六条に拠り、村長を有給吏とす。

理由

本条例を設くる所以は、元來本村たる敢て名譽職村長其の人に乏しからずと雖ども、是等の人々は孰れも農業專業者にして、四時殆んど寧日なく、且つ村務も亦た沿海の地にして、海陸の事務極めて繁濶、為めに是等の人々をして強て其の職に堪えしめんとするに至ては、到底其の本業を廢止せしめざるを得ざるに至る。然らざるに於ては緩急時なき事務は日々渋滞

